

広島県重要文化財紙本墨書田所文書國衙領注進状一卷(田所恒之輔氏所蔵)

文書の幅二八寸長さ一四寸

(指定理由)平安後期から安芸國衙の田所職を世襲したことによって氏の名となった田所氏に伝えられた文書である。これは巻頭部を欠くが、内容からいって安藝國衙の注文である。府中近在諸郡の地名の明らかな郷四、村十八、名四及び其他にわたって各郷村名別に面積とその内訳をなす各種免田と輪租田を列記した注文である。奥書は十二月日大判官代(花押)とあり裏継目にも同じ花押がある。月日は後筆で三月と訂正され、随所に後筆の注記や訂正の加えられているのと相まって再度注進の案文を兼ねるものと想像される。年代は鎌倉初、中期の文と推定され、当時の安芸國衙領の様相を知るべき貴重資料である。…年代は鎌倉初、中期と推定され、当時の國衙領の様相を知るべき貴重資料である。(広島県文化財保護委員会)

なお、本巻の前欠がどのような内容であったかを知る由もないが、古代から安芸國郡の表示法は沼田郡、加茂郡、安芸郡、佐伯郡、山県郡、高宮郡、高田郡、豊田郡の八郡であったから、沼田、賀茂、豊田、三郡の國衙領が不明なことがわかる。(町史編纂室)

*『国史大辞典』九卷三三九頁によると 田所は平安時代以後國衙におかれた在庁所の一つ。……國衙の在庁所の種類として健児所・檢非違使・田所・出納所・調所・細工所等々の名称をあげている。田所はこうした分課的在庁所の内でも、土地関係の職掌を主としたものである。各國衙の行政分野にあって、田所の関与する檢田は重要であった。檢田については郡規模で郡檢田所が設置されており、……所料田の確認申請があると國司はその申請文書を國衙田所の調査に付す。田所では國衙の檢田帳(馬上帳)や國図(基準國図)と照合し朱書で國司に勘合注申する。この田所による坪付(田積)の朱注の結果を「丹勘」と呼ぶ。不輪租免田を國衙に認定してもらった際、田所が作成するこの勘文は極めて重要であった。田所を構成する官人の肩書は目代・惣判官代・書生など様々であるが田所の責任者は有力な在庁官人が任せられたため、田所職の名称に見るように家職として世襲される場合もあった。

*明治五年・明治八年・明治九年此三度差出扣(田所家文書)によると、田所資隆(朝廷より免状を賜り佐西四度使で田所執事職となる。佐伯姓を名のっていた。)は昌泰三年(九〇〇±)頃、旧・五日市町三宅の田所屋敷跡より國府・府中に赴任し在庁官人となった。田所信職(天元三年〜康平七年・九八〇〜一〇六四)は、本姓は佐伯、氏が田所・三宅、三善(莊園を經營する役職名)田所執事職を康平七年(一〇六四)父資俊より相続、又大帳所惣大判官代に補任した。延久四年(一〇七二)佐伯郡田所屋敷(佐伯区五日市町三宅)より府中へ居住した。大帳所惣大判官代を寛治五年(一一〇九一)田所信職より田所兼信が相続した。『田所累系』明治五年・明治八年・明治九年此三度差出扣(田所家文書)によると平安時代・保延元年(一一三五)に、本姓は旧来の佐伯を踏襲しつつ、田所職という古代の職名を氏にし、田所氏を現在まで世襲している。『芸州府中莊誌』および、『安芸府中町史』第一巻によると「阿岐國造家で、五日市田所屋敷から赴任し、國府に入った田所氏が世襲した主な職名は、佐西四度使・安芸國執事職(昌泰三年・九〇〇頃)、三善(莊園を經營する役職名)大帳所惣大判官代田所執事兄部職、田所文書執行職、田所惣大判官代田所兄部職、田所惣大判官代田所執事職、田所惣大判官田所書生職、田所惣大判官田所書生職、田所惣大判官代田所文書職、田所惣大判官・大判官代田所書生職、田所惣判官新代大夫、大椽職、田所惣大判官代等の有力在庁官人及び『拾芥抄』(17)によれば奉幣使を兼ね、至徳二年(一一八五)より巖島國府上卿定勅使役祭主等を明治五年(一八七二)まで代々世襲した。(18)

一、 安藝國衙領注進状

(前略)

□乘五反 今者良賢

(第1紙)

□□五反 今者寛乘

(通カ)

(第2紙)

□□ 宗海二丁

(国廳社カ)

・□□□造立免

信家

* (国廳神社カ) *

国庁屋敷(田所屋敷)の国廳神社・槻瀬明神

・□□三反六十步

(村)

□十丁一反六十步

~~~~~

・六反大

時宗三反小 祝師二反

中内三反 宗道一反大

(最カ)

・□勝講免 五反 道舜

感神院社免三反

(二反カ)

〈虫損〉 □□□

久家一反

石屋寺免一丁

(役カ)

「・人給免二丁一反」

・□□□□

・□利

・免五反(鍛冶免カ)

如願跡(今者寛源)

同

□□

員恒二反 今助員

友重二反

宗員二反 今有口

貞安一反

此物免一丁小

末延七反

貞弘三反小

(第3紙)

繪目表平花押

上世乃正木□□小

□□□虫損 □□

貞弘三反小

虫損

虫損分離

仁王講免一丁

承兼

第4紙

修理免三反

日吉大宮免五反

氏吉三反

末弘二反

第5紙

水別社仁王講免三反

有富

熊野上分田三反大

公俊

府白山免五反

氏吉

諸寺免一丁三反

三昧堂免二反

惣社三昧堂

\*『広島県史』古代中世資料編IV藤田精一氏旧蔵文書(二六〇頁)

一 六波羅御教書

以下三通、東大影寫本ニヨル

羅書

惣社 建治元年(二七五)

九月十日

安書

安藝國在廳上西清經并惣社三昧堂一和尚承兼申、當國濫科村地頭代能秀令押領名田屋敷取作毛由事、重訴狀等如此、擬尋決之處、令難決之間、且置論於中、且以日

卷

參着到可遂問注之由、先度加下知畢、而不似用度々歸國之間、就召文乍令上洛、或

卷

号地頭代・替、或稱可令和与之由、不從催促迹□条、□普通之法、所詮任下知狀、相副兩方使者对置作毛於中、

來月十日以前可被催上洛、能秀過期日者、殊可有其沙汰候、仍執達如件、

北

条書

建治元年(二七五)九月十日

左近將監(花押)

美作三郎殿

下妻孫次郎殿

安養寺七反

五ヶ寺□□

\*松崎別宮(國勝院・神前坊・神力院・法寿坊・行專坊)

『安芸府中町史』第一卷百七十九頁

虫損

虫損分離

梶取免 一丁二反六十步

第6紙

時宗四反三百步

恒員四反

真安二反

安弘一反小

造府所免二丁三反

武宗一丁八反

守弘五反

鍛冶免八反

清真

狩飼・免一丁一反

水守四反

通送田 五反三百步

新勅旨田七丁八反大

本勅旨田二十丁

、応輪田二十七丁三反半

、別結解宮吉一丁八反三百歩

、六斗二升七合代

（諸之）

（丁之）

□別府二十二口

虫損

（虫損分離）

〔高、清〕孫三郎（朱書）、遠清二反

（第7紙）

在廳屋敷一丁

有光

\*国庁屋敷（田所屋敷）

、御厩案主免三反大

、有福

、国役人給免十丁五反三百歩

、紙免一丁三反

、有福一丁、守護押領

為光三反諸社

、湯屋免八反

、得重三反小、地頭押領

、弥吉三反小

、今富一反小、同

、国掌免七反

（繼目裏半花押）

（虫損分離）

虫損

法師丸一反

有光三反

（第8紙）

（諸之）

□寺社大般若教免

有富

、御館長日教免 一丁二反

、永慶六反

有・六反

、内侍免一丁四反半

、木子二反

、凡子三反半

、石子三反

、三子三反

、光子三反

、舞人免一丁

、為光五反、元助行

、清正五反

マ

、倍從免一丁百十歩

（虫損分離）

虫損

（繼目裏半花押）

（第9紙）

、助門一反小

、人長免一丁

、助俊

、主典免四反

、宗俊

、代官免六反

、助次三反

末弘三反

勅使税所勸新田一丁 員家  
 公解田六丁七反六十口  
 弥富一反六十步 貞重一反  
 兼氏二丁 員家一丁  
 □□□□ 利兼□反  
 高宗五反 保貞□反  
 □重四反今者 道置房丸  
 府木屋免六反小  
 御厩舎人免近守免五反 有富  
 紙免一丁、守護押領  
 湯屋免一丁 爲富三反小  
 氏吉三反小  
 光正三反小  
 馬木炭免二丁五反

〔虫損分離〕  
〔第10紙〕

例代「三町六段」

二 三方

二丁三反半

溫科村六十三町八反小  
 除不輸免五十四丁七反六十步  
 馬上免四丁九反  
 村八幡宮免三反  
 府守免二反  
 石屋寺免一丁四反  
 本免一丁三反  
 中山寺免二丁  
 熊野御油免一丁  
 一御社免十一町八段  
 \*嚴島神社  
 下府代佛供田一反大畠二反

国作所三丁二反、地頭押領

〔第11紙〕

〔繪巻羊花押〕

御瓦田九反半  
 八斗代 四反半 四斗代 四反  
 六斗代 一反  
 松方佃三反  
 成元一丁九反半 例代  
 桓武二反半 例代  
 迹保嶋四丁八反小、地頭押領 同  
 弥富二反三百步、地頭押領 官米五斗代  
 爲富七反 例代

〔第12紙〕

〔虫損分離〕

延行一丁七反

爲守七反

(歩九)

御読経免八丁二反三百口

西入二丁三反

弁西

寺印一丁九反小

殿印一丁九反小

覚源三反三百歩

有・一丁

明重一丁

修正大餅田五反

沼田郡代酒希田一丁

造酒免二反六十歩

有福

八幡宮免三丁七反

\*松崎別宮

御供田一丁七反

包恒三反半

武宗三反

光利一反

宗時二反

重角

續旨裏半花押

〔第13紙〕

虫損

大般若教免一丁八反

幸舜五反

爲光一丁

仁王講免二反

幸舜

諸社免五丁七反六十歩

惣社免二丁七反

\*惣社

法花経免九反

幸印二反

幸舜七反

仁王講免一丁八反

栄西一反

明円五反

幸印二反

信覚一丁

角振社免一丁三反半

\*角振社(現在の三翁社)

□□□□

虫損

〔虫損分離〕

宮丸五反 元黒丸

末友三反 鶴王内侍 〔第15紙〕

安弘三反

有光三反

御読経免五丁八反三百歩

慶・一丁

定円五反

仁増二反

殿印大

忠兼一丁

覚源六反六十歩

幸印二反

良慶一丁

朝覚二反

良賢二反

(八九)

承仕□反  
良 □

・  
経法五反

（雜目裏平花押）

・（虫損）

（第16紙）

（虫損分離）

有富三百歩

爲光一反大

友重三反小

近道一反大

有福七反六十歩

弥富一反大

清重小

清末一反大

貞安一反小

爲員六十歩

近光大

往生院免一丁

八幡宮免四丁四反

\*松崎別宮

（半カ） 10

久武一丁

宗門三反

重門一反

慶得三反

末宗半

末員一反

若松二反

慶得

上分田二反

新宮免五反

□□

諸社免四丁五反三百歩

（別筆）

（雜目裏平花押）

惣社免一丁五反 \*惣社

神主

□□

（第17紙）

〔兼カカ〕

御神楽免一丁

弥富

仁王講免二反

明円 今上福

御鏡田三反

一楽

熊野山御油田六反小

（別筆）

角振社免三反半

\*角振社（現在の三翁社）

〔兼守〕

御供田一反半

仁王講免二反

慶真

安木都彦社免一丁

相櫛社免二反

日吉大宮免一反

男長社免二反

（三反カ）

府山王免□□

辻道祖神免二反

\*辻道祖神

慶真

戸坂祖神免一反

府諸寺大般若教免一丁五反、有光

諸寺免五丁四反

五ヶ寺免一丁一反

\*松崎別宮(國勝院・神前坊・神力院・法寿坊・行專坊)

【安芸府中町史】第一卷百七十九頁

下寺一丁二反

光水小

国守六十歩

末延二反

国元小

第18紙

雜目纂半花押

今富一反

有富五反

有福一反小

例免九反

久武六反

包黒三反

中太六十歩

乃一反小

内侍小

三昧堂免一丁一反

\*惣社

(反九)

覚源四〇

・・四反

(三九)

〇反

実相寺免一丁

常行三昧免二反

願福寺免一丁

堂免七反

長円今上福

塔免三反

御館長日御読経免一丁四反半

嘉恵六反

覚源二反半 今者〇反

正内侍免五反

有光一反半

舞人免一丁二反

兼弘五反

貝家五反

倍從免

清・放子四反

宗国二反

宗門四反

宗員三反

琴持二反 有福

代官免六反

助延三反

税所勸料田一丁七反

第19紙

雜目纂半花押

(五反九)(虫損)

遠清官物勘料新田

〇

清家納所勘料田八反



清遠雜物勘料田□反

(四九)

三(朱書)

公解田五丁九反大

(朱抹消)

久武二丁五反

兼弘五反

~~~~~

兼弘一丁今者□□

清家二反大「自照」(朱書)

高宗五反

・・二反「己斐」

虫損

虫損分離

有光六十步

例代

(第20紙)

(押領力)

有富一丁小

同

近富二反小

官米五斗代

今富三反代

同

弥吉七反半

官米三斗代

氏吉一反

官米二斗代

久恒二反三百歩、地頭押領

時成一反

□・

若松二反

例代

千与延半

官米五斗代

法師丸一丁三反大

例代

(合代力)

細工所一反、貞弘

六斗五升七・

(別筆)

縦目裏半花押

「入戸輪」、諸社御幣昏免

(第21紙)

(取家力)

(合)

□□□二□

佐西馱家二丁五反

新勅旨田一丁九反小

十(合)五

応輪田□□□反大

~~~~~

~~~~~

重

六斗二升七合代

久延六十歩

同

利松六十歩

同

吉松五反大

同

(官力)

遠・□□□

□米三斗代

光清一反小
別符七丁八反半

国作所七丁六反半
御瓦一丁三反小

代一丁
三反

成元五丁八反六十歩
千与延二反

郡分八反代
官米四斗代

同

六斗代三反小

六斗五升七合代

例代

官米五斗代

(第22紙)

鎌田裏平花押

八反

丁一反大

(二也)

□反

(虫損)

一御社免九反

御供田七反

二季御祭田二反、若松

(反也)

*国庁屋敷(田所屋敷)・殿島神社・惣社・松崎別宮・角振社の初申神事

造酒免一反

屋津代酒免一□

撰社免一丁

久武公解田二反

(御幣也)

諸社 □ 昏免四反

(丁也)

応輸田五□大

別符

国作所四丁八反

御瓦田二丁七反

八斗代

(反也)

松方佃七□

六斗五升七合代

成元一丁四反大

例代

久武二反大

例代

五

佐西郡七十四丁「一反六十歩」

除不輸免六十二丁四反大

鎌田裏平花押

崇道天皇免二百卅步

一御社免四十二丁

御供田一丁八反

福永七反

松丸七反

国正七反

爲則七反

御手洗免一丁

御鏡田一丁七反

戎社免三丁

(第23紙)

* 嚴島神社

* 嚴島神社

八月中朔弊田

九月中朔弊田

十一月一日田

十一月中朔弊田

倉光、元祝師

愛得内侍

竹林内侍

(爲九)

御散米田五反

同御供田一丁

御神樂免七丁四反

爲則一丁

則末二丁五反

造酒免九反大

粥座酒免五反

神力寺仏供田五反

(反九)

御戸開免三丁五口

友久二丁

光包一丁五反

福永、若松

守行

有慶

* 松崎別宮、神力院

(第24紙)

鎌倉幕末花柳

外宮免 三丁五反

御供田一丁二季分

御油免一丁

御粥免五反

酒肴免一丁、二季分

御説経免十二丁六反小

(一九)

承政口丁

弁覚一丁今者願方

直性一丁

応兼一丁

仁僧七反

幸尊一反小

承仕一丁

正珍五反

(六反大九)

廉海

最勝講免三丁

行重一丁

貞雲一丁一反

宗海一丁

俊兼一丁五反小

良弁五反

東福五反

同西一丁

貞包

守行

爲則

景宗

守行

* 嚴島神社

* 嚴島神社

* 嚴島神社

* 嚴島神社

* 嚴島神社

初申神事

初申神事

、南内侍五反
、若狭尼七反
、弥陀内侍一丁
、爲則五反
、有慶三反

、惣社仁王講免四反

、隆海

・惣社

、五ヶ寺免四丁九反半

・松崎別宮（國勝院・神前坊・神力院・法寿坊・行專坊）
『安芸府中町史』第一卷百七十九頁

（第25紙）

繪目裏半花指

（二反半九）

、下地二丁

、例免二丁八反

、吉祥御願免六反

、貞包

、信家五反

、久道二丁

、友久二丁

、正員一丁

、公解田一丁四反

、久武一反

、得重六反

、幸清七反

『三妻六郎左衛門入道』(朱書)

（格勸免九）

、一宮神官

・一宮神官格勸免九 嚴島神社

、久重一丁

、宗高一丁

、頼景一丁

、助成一丁、元助弘

、代官免六反

、光助三反

、包友三反

、国役人給免四反大

、国掌免二反

、包友

、梶取免二反大

、清真

、通送田二

五小

、応輪田十二丁六反半

（黒合点）

、別結解「八丁五反」

、九丁五反六十歩

、利松二丁三反小

、官米五斗代

、松丸「八反三百歩」

、六斗二升七合代

、福永七反小

同

、福久一反半

同

、行水「二丁九反」

同

（七之）

同

、宮守・

同

、乘末六反

同

、千同三反三百歩

同

、倉重「一丁二反半」

、官米三斗代

、別府「二丁六反」

（第26紙）

繪目裏半花指

万力四反半
三

〔例代〕六斗二升七合代

久武八反
六

同

力善一反

同

(丸九)(二反力)

三郎□□

同

〔来住一反〕

同

一反

弥吉半

同

郡分一丁五反半

四斗代四反

二

三斗代一丁一反半

己斐村十九町二段六十步

(步)

除不輸免十五町八反百卅□

馬上免七反

新宮免五反

衣波村社免二反

*衣羽神社(衣羽明神)

(雜目暴半花押)

一宮御読経免十二丁七反大

(第27紙)

弁慶二丁五反

宗覚一丁五反

清・一丁

忠兼一丁□□
(一反力)

俊兼五反

永蔵六反

慶覚一丁

覚順五反

永慶五反

粥座酒免五反

八幡宮免二反

若松

*松崎別宮

二季御祭灯油免 爲光〔今者〕

*国斤屋敷(田所屋敷)・蔵島神社・惣社・松崎別宮・角振社の初申神事

兼清

諸社御弊帛免

同

〔今者〕

三味堂免一反

同

〔今者〕

*惣社三味堂

(天也)

公解田一丁九反□

、 高、清二反大〔佐西孫三郎〕朱書

、 歡喜丸五反

、 代官免免三反

、 国役人給免一反

〽〽〽 (朱抹消)

、 清基一丁〔已斐六郎左衛門入道〕朱書

、 宗繼二反

、 清門

、 朱書 国掌免一反

、 国清

、 応輪田三丁三反三百步

(二丁九)

、 官米二斗代 □

、 例代一丁三反三百步 F

、 古河村五丁一反百卅步

、 除不輸免三丁八反大

、 即新宮馬上免

、 一宮免二丁四反

、 御供田七反

、 包延三反下地

、 御読経免一丁七反

、 良慶六反

、 俊兼一反下地

、 五ヶ寺下地一反大

、 公解田三反

(別筆)

、 弥富二反〔今者今富實遠〕

、 得重一反

(宗九)

、 造符所免三反

、 □清

、 在庁屋敷五反

、 歡喜丸

* 国庁屋敷(田所屋敷)

、 八木村八丁二反小

、 除不輸免七丁二反六十步

、 崇道天皇免六十步

、 馬上免三反

、 □□王寺

(即福九)

、 一宮免四丁二反

、 御供田六反

、 守恒

* 嚴島神社

、 御読経免一丁六反

、 重尊七反

、 俊兼四反

* 嚴島神社

* 嚴島神社

〔繼目裏半花押〕

(第28紙)

* 嚴島神社

* 嚴島神社

、 勝順五反

、 良弁五反

* 松崎別宮 (國勝院・神前坊・神力院・法寿坊・行專坊)

- 、 静印五反
 - 、 瀧宮免二丁
 - 、 御神楽免一丁
 - 、 仁王講免一丁
 - 、 水分社免五反
 - 、 八幡宮免三反
 - 、 即福王子免二反
 - 、 感神院社免五反
 - 、 国庁社造立免五反
- * 水分神社
* 松崎別宮
- 信家
- * 国庁屋敷(田所屋敷)の国廳神社・槻瀬明神

、 公解田一丁二反

、 高静二反「佐西孫三郎

、 兼重六反「今者

道祖房丸

、 貞重三反「右近次口」

、 応輪田一丁六十步

、 (朱書)「中分以後依不治定丸依本丸備進之」

、 緑井郷三十四町五段百八十步

八 ママ

、 除不輪免二十四丁七反小卅步

マ マ

、 馬上免二丁五段

、 石屋寺二丁一反

、 東明寺二反

、 西明寺二反

、 一御社免十二丁四反三百步

、 御供田五丁三反三百步

、 新御供田一丁

* 嚴島神社

* 嚴島神社

* 嚴島神社

鎌倉幕半花押

(第30紙)

- 、 御読経免六丁一反大
- 、 忠兼三反
- 、 重尊三反
- 、 承珍五反
- 、 甚円五反
- 、 幸印五反
- 、 覚雅一丁
- 、 戎免五反
- 、 永秀三反
- 、 信覚八反大
- 、 朝覚五段
- 、 隆覚一丁
- 、 勢得二反

- 、 二季御祭田四反小
- 、 八幡宮免二丁五反
- 、 御神楽免一丁
- 、 * 国庁屋敷(田所屋敷)・嚴島神社・惣社・松崎別宮・角振社の初申神事
- 、 * 松崎別宮

御供田九反

上分田六反

諸社免三丁九反

惣社仁王講免三反

新日吉免一丁

感神院社免一丁

日吉大宮免六反

国庁社造立社免五反

華台寺免五反

公解田七反小

道舜

*惣社

信家

*国庁屋敷(田所屋敷)の国廳神社・槻瀬明神

宗繼二反小

歎喜丸五反

信覺

*国庁屋敷(田所屋敷)

造符所免一丁大

宗清

応輪田「九丁八反卅歩」

九丁七反小卅歩

(第31紙)

七

繪目裏半花押

別結解一丁八反小

六斗二升七合代

定順一丁五反

同

則本二反

同

吉武一反

同

重武小

同

別符五丁三反小

久武四丁二反半

例代

乃米田一丁三百歩

四斗代

郷分「二丁六反小卅歩」

二丁五反大卅歩

官米三斗代

二丁三反大卅歩

例代「二反大」、二反

(黒合忌)

杣村二十五町五段

除不輸免「十二丁六段六十歩」

一宮免二丁七反

御供田七反

散米田一丁

御読経免五反

*厳島神社

*厳島神社

*厳島神社

*厳島神社

覚俊

二季御祭御幣帛免五反

有光

*国庁屋敷(田所屋敷)・厳島神社・惣社・松崎別宮・角振社の初申神事

八幡宮大般若教免一丁

一丁五反、照舜五反、道舜「今者

隆口

即八幡宮免六反

(寛力)

同新宮免六反

繪目墓半花押

角振社仁王講免三反

弥富今者今富實遠

*角振社(現在の三翁社)

(第

32紙)

諸寺勘新田一丁小

弥富

二

(果合忠)

公解田三丁九反大「四丁四反大」四丁四反大今者今富

實口

盛貞跡一丁

宗繼三反

(遠力)

信覚四反

生

「入戸輪」「王一九一丁」「乙一九五反」

一宮神官恪勤免

*一宮神官恪勤免力 嚴島神社

梶取免四反六十歩

安弘跡

政所敷一反

応輪田「十二丁八反三百歩」「十二丁三反三百歩」

別府六丁七反三百歩

久知村一丁四反六十歩

小乃原一丁三反

官米三斗代

即村一反六十歩

乃米三斗代

中伴四丁

官米五斗代

大墓村一丁三反大 同

七

本村六丁一反

五丁六反

(朱筆抹消)

官米五斗代 一丁五反

「三斗代一丁二反」

一反

例代四丁四反

阿土毛木村三丁四反大

除不輸免三丁二反

繪目墓半花押

一宮読経免三反

*嚴島神社

弁海「今者弥富(第33紙)

無量壽院免一丁五反

公解田一丁二反

久武二反

信家一丁

倍從免二反

、 応輪田二反大

、 飯室村三丁二反三百歩

、 除不輸免一丁三反

、 五ヶ寺免五反

、 行專坊【安芸府中町史】第一卷百七十九頁

、 主典免三反

、 宗俊

、 同久武三丁五反百八十歩

、 除不輸免三丁百卅歩

、 五ヶ寺免二反

十九頁

、 八幡無量壽院免一丁三反百卅歩

、 久武公解田一丁五反

、 応輪田五反六十歩

、 東原村七反

、 細野村三反小

、 久村六丁百八十歩

、 除不輸免三丁七反

、 遠繼

、 三斗代

* 松崎別宮（國勝院・神前坊・神力院・法寿坊・行專坊）【安芸府中町史】第一卷百七十九頁

、 即新宮馬上免六反

、 一宮読経免八反

、 惣社免一反

、 幸印仁王講免一反

、 角振社仁王講免三反

、 公解田一丁四反

、 弥富

、 在庁屋敷五反

、 応輪田二丁三反半

、 柵村七丁七反

、 除不輸免五丁七反

、 一宮読経免五反

、 八幡宮大般若教免二丁九反

、 詮円一丁今者 淨円

、 行海一反

、 日吉大宮免七反

、 正内侍免五反

、 寶賢

、 恵性五反今者 淨円

、 栄親三反

、 □光

、 智之

、 例代

、 例代

、 例代

、 幸印

、 秦覚跡

、 得重四反

、 歡喜丸

、 例代

、 寶賢

、 恵性五反今者 淨円

、 栄親三反

、 □光

、 智之

（第34紙）

* 嚴島神社

* 惣社

* 角振社（現在の三翁社）

* 国庁屋敷（田所屋敷）

* 嚴島神社

* 松崎別宮

（黒・朱合点）

（黒・朱合点）

「入戸輪」 「代官免二反」

四

公解田一丁九反

(黒・朱合点)

同兼弘五反

「利包跡」

例代 れいだい

(鎌倉半花押)

例代

(第35紙)

応輪田二丁七反

佐々井村七丁二百卅歩

除不輪免「六丁五反」

即新宮免一丁

一宮免二丁七反

八月一日御供田二丁二反

山王社免一丁

御神楽免六反

惣社仁王講免一反

瀧蔵寺免三反

舞人免三反

調所勘料田

左方税所勘料田二反

* 殿島神社

* 角振社(三翁社)

行西

* 惣社

弥富

有光

朝資跡

遠宗「今者得重」

(黒・朱合点)

王丸

* 国庁屋敷(田所屋敷)

二丁

応輪田五反大

官米三斗代八反代

五

三斗代七反

(石丸)

〇浦村四丁五反百八十歩

即新宮免一丁

一御社免二丁二反

* 殿島神社

(鎌倉半花押)

(第36紙)

御供田二丁二反

* 殿島神社

御神楽免一丁

* 殿島神社

応輪田二丁三反半

三斗代

苜田郷四丁一反二百卅歩

除不輪免二丁一反六十歩

崇道天皇免六十歩

八幡宮御神楽免一丁

* 松崎別宮

五ヶ寺免一丁一反

* 松崎別宮(國勝院・神前坊・神力院・法寿坊・行專坊)

応輪田二丁百八十歩

例代

同久武村五丁六反

、除不輸免二丁六反小卅步

廿步

、八幡宮免一丁五反小四十步

*松崎別宮

、御神樂免一丁

、無量壽院免六反百四十步

*無量壽院薬王寺

、五ヶ寺下地大

*松崎別宮(國勝院・神前坊・神力院・法寿坊・行專坊)

、久武公解田一丁

三百廿步

、応輪田二丁九反半卅步

、官米五斗代七反

三百廿步

、例代二丁二反半卅步

〰〰〰

、弥次村五丁百廿步

、除不輸免四反

(第37紙)

(鎌目裏半花押)

、税所勸料田二反大

、清遠

、御廩案主免一反小

、有福

、応輪田四丁六反小

、官米五斗代

、粟屋郷十八丁一反三百步

、除不輸免二丁七反大

、五ヶ寺例免五反

*松崎別宮(國勝院・神前坊・神力院・法寿坊・行專坊)

、倍從免二反大

、今富

、久武公解田二丁

、応輪田十五町四反六十步

、葉本村二丁四反小

、官米五斗代

、郷分十二丁九反三百步

、例代

、長田久武三百步

、除不輸免六反三百步

、五ヶ寺例免一反三百步

*松崎別宮(國勝院・神前坊・神力院・法寿坊・行專坊)

、久武公解田五反

(鎌目裏半花押)

(朱筆)

「東寺勸学院管領」

(第38紙)

(黒・朱印) 被庄号之間除今度文書了

、三田郷九町

〰〰〰

除不輸免五丁五反半
崇道天皇免百八十步

八幡宮御神樂免一丁五反

角振社御供田三反

鎌倉寺免五反

倍從免二反

公解田三丁

久武一丁

貞助一丁

應輪田三丁四反半

乃米五斗代六反

乃米三斗代二丁八反小

三田

同小越村二丁一反小

除不輸免二丁一反半

実相寺馬上免一反半

同例免五反

鎌倉寺免五反

惣社仁王講免一丁

*惣社

観念跡

鎌倉幕半花押

(第39紙)

三田

同久武二丁二百步

除八幡宮無量壽院免一丁六反三百步

應輪田四反

五斗代二反

例代二反

志道村六丁六反大

除不輸免二丁四反三百步

八幡宮免一丁一反半

府守社免一反小

瀧蔵寺免三反

吉祥御願免六反

友宗三反

代官免三反

應輪田四丁一反三百步

五斗代一丁

例代二丁半

*松崎別宮

有福

*角振社(現在の三翁社)

弘真

助包一丁

智保

*松崎別宮

今富

弥富

宗重三反

包恒

四斗代一丁一反小

加畑七反定

河戸村二分方八丁七反大卅歩
平田押領一丁一反小

〔鎌目裏半花押〕

除不輸免「三丁七反」、三丁七反

二七

(第40紙)

公解田「三丁二反」、三丁二反

生 生

今富 一丁五反

〔今者 弥富〕

遠繼七反

信覚五反

〔孫一丸五反 入戸輪 孫一丸五反〕

生

清書免四反

良高

応輪田二丁九反小卅歩

二九

官米五斗代七反

同三斗代九反

三斗代「一丁三反小卅歩」

一丁三反小卅歩

〔朱書〕「中分以後依不治定丸以本丸令備進之」

同村一分方四丁二反半廿歩

平田押領一丁大

除不輸免一丁一反

公解田九反

今富五反、今者 弥富

遠繼三反

信覚一反

清書免一反

良高

国掌免一反

重近跡

応輪田二丁三百廿歩

官米五斗代三反小

同三斗代四反廿歩

三斗代一丁三反半

〔嚴島之(朱書)〕

〔鎌目裏半花押〕

〔管領〕

(第41紙)

井原村十六町三反大 爲一宮御領之間於今度者除上覽文書了

除不輸免三丁四反

即新宮免一丁七反

一宮神官恪勤免一丁

友宗

角振社御祭田七反

*嚴島神社
*角振社(現在の三翁社)

応輪田十二丁九反大

三斗代

右大畧注進如件

十二月 日

大判官代(花押)

第七節

(實後カ)

広島県重要文化財紙本墨書田所文書沙弥譲状一卷 正応二年(一二八九)正月廿三日

(田所恒之輔氏所蔵)

文書の幅二八寸長さ一二寸

〔指定理由の二〕沙弥譲状奥書のある一卷は、國衙における船所、惣統諸職以下の田所氏に世襲されるものの得分、府中(矢賀を含む)、船越村、原郷、三田郷、濫科村その他に散在する数十町歩の私有地、数十人に及ぶ所従など田所氏の財産を書き上げた注文である。在庁官人田所氏の豪族の性格の具体相を窮知すべきものとして貴重である。…この注文の奥書の正応二年(一二八九)作成のものとだんずるにはなお検討の余地があり、成立はこの年記よりも数十年古いと推定される節がある。(広島県文化財保護委員会)

田所沙弥譲状(前欠)一卷

田所恒之輔氏蔵

正応二年(一二八九)

平成元年度(一九八九) ひろがる田所文書の世界

編集発行 府中町歴史民俗資料館三九頁〜五五頁

内容

これを譲渡するため作成されたもの(譲状)とみるか、後生のために所領を書き留めたもの(所領目録置文)とみるかは意見が分かれているが、いずれにしても鎌倉末期の田所氏の所領が網羅されていると見てよい。この時期の、有力在庁官人の所領の全容がわかるものは外にはなく、その意味でまことに貴重なものである。

作成者

この文章を作成した沙弥とは誰であろうか。第一四紙に貼られた安政五年(一八五八)の付紙は、その部分の本文の「祖父兼資」という記事から遠兼としている。

正確な家系図として『明治五年七月三日、明治八年三月十二日、明治九年二月二十二日差出扣^{ひかえ}・田所累系』がある。令和五年十一月三日田所明神社 元陸上自衛隊レンジャー教官 田所恒之輔 記す。

(即カ)

(諸カ)

*□神事勤仕頭人らの□役の事

一宮二季二月十一月御祭鎮祭一夜□長^{比物進魚類}

*厳島神社初申神事

酒二瓶等事

(五カ)

八幡宮二季四月九月御祭の役人は季別に六人、おのおの精進

*松崎別宮

二種清酒一垂腹^{三升納む}送り遣わす事宛事

頭人交名(25)神事参勤事の時

その隠れなきにより、これを略し了んぬ^{おわ}

同じく臨時御祭の役人本主時宗今は下司これを勤む

二種清酒三升、もつて同前なり

「」用途を譲取りその沙汰を致すものなり

一垂腹三升を納む充の事

(横書) 正月修正(26)斗餅一枚

角振社二季二月十一月御祭の役人

「大夫清遠カの後家 饗膳」

進まらす事

*角振社現在の三翁社

「平太夫達門」

自 「御神事」

虫撰

〈虫撰分應〉

(第二紙)

(宮カ)

造 「伊勢大神」

以下臨時段米徴下の料田を作り進まらす筆功の得分の事子細はかの色々沙汰の

具書らに具なるものなり

諸人、免田畠を申し立つるの時、勘料を弁わう事はかの色々沙汰子細は進物状らに見ゆ

同免田畠の在所の出入りの勘定の得分の事子細はあるいは解文(27)書状らに分明なり

一宮御読経衆・不常住供僧ら御初任の時、勘料を弁わう、
*敵島神社

その内一町分切り止むる事子細は代々任々の次第沙汰の状らに明白なるものなり

勸農の時、一 「府中・温科、供僧(28)」「下書生(29)以下の

国役人(30)まで、佐乃・八幡・戸坂・江田・牛田・原郷および内

部 「宿所懸け具し」「を催し勤めしめ」「事

国宣(31)により参路の時、

くだんの条、在庁ならびに諸供僧郷々公文ら下書生以下

諸国役人ら、さきさき皆もつてその沙汰を致し畢おんぬ、しかるに近年事を

世間不堪(32)に寄せ沙汰せざるの条、その謂いわれなきものや

一、船所の惣稅所職得分の事 当浦の入米 勸農田の夫役、梶取(33) 「田所職の免田に就き」

その沙汰を致すの上は、二重の□□たるべし

各別の時は別の子細あるべからざるものなり

歳末の節料ならびに連々の御采役(34)勤仕せしむるの事 子細同前

諸運上物の雑用の欠物(懸物か)の事 但し近年は無沙汰の条、その謂われなきものなり

一、安南郡並びに原郷の散在の造府所(35)領の公文名主両職兼帯の得分の事

作田段別の単乃米一斗三升 公物の単乃米三斗九升の外なり

秋畠の地子大豆段別単に六升六合同じく一斗五升の外

□畠 「三升六合同じく一斗二升の外

「役の事

栗林地子の搗「栗 「五合」 「定五合不成の年は五升のほか

屋敷壹所阿奈村カに在り、 「は見作によるべし、

自作せしむる否やは即ち進止なり

散在名田畠・栗林らは古帳に任せ、別紙をもってこれを注すべきものなり
京上の時、百姓人別に草手銭(36)百文充これを弁(わきま)う事
歳末の節料、百姓人別に炭二充弁進の事
村人ら、官位の時、任料を弁(わきま)う事

一、惣社二季夏の御神楽料の田畠・栗林免の事

田二町五反「」「五反は園免(37)として、造」「

惣社

浮免(38)「」「下引き暮る」「

〔栗林〕

「」「反黒」「

麦畠八反安「」

しかるに地頭(神領)

「」

栗林二丁の内 黒瀬村五反

袖村二丁五反

一、同社四季仁王講(39)畠、夏秋おのおの一町

*惣社

くだんの免畠は、刑部阿蘭梨嘉憲、田所代として田といい、秋
畠・麦畠といい、十余町の免を申し立てらるの間、正員たるにより、このおのおの

一丁ばかりを田所得分に立用せしめ、これを割分するものなり

一、「社御修理以下、諸□□神主職」

くだんの職は別の得分なし、「」より、御「」として「

一、天台末五ヶ寺公文職の得分の事

*松崎別宮(國勝院・神前坊・神力院・法善坊・行専坊)公文職

給田老町 国司御寄進の浮免十二三百歩の内なり、但し寺家若し「」

乱せば「」内の由、問答せしむべきものなり

秋畠給免壹町「」下地の公物惣下の「」

壹口三升を加え定むるなり

「」

歳末飾「」料「」

名田畠らは後段に「」

「」代官を副え奉行せしむるものなり

一、所々散在の名田畠

古河村田畠九反「」

一所田七反 所当は段別量乃米 今原

五斗二升代

くだんの名田は飯田三郎入道叔願(俗名 頼長)伝領の

間、下作職(40)を福光四郎兵衛尉為時に沽却せしむるといえども

年来所領たるにより、なおもって弥富名の内として、

国檢(41)の時、□田の残りは進止せしめ「」

一所田島二反作「」安道地字「」友「」

八木村島二反子細前 作人不定

安南郡田島

田

島

戸坂村田島一丁七反六十歩

田一丁五反六十歩

島「」反

「」 「」下作人 <友近>

一所島二反 下作人「」

くだんの二カ所の子細は本主南次郎大夫則助

ならびに安南郡公文信政の去状(48)に見ゆ、はたまた國衙の外題

分明なり、しかるに今、所当の下作人丸子細知らず、私領たるの

由、存知せしむるか、しかれば所詮他人に充て行^あうべきものなり

一所田小 大木下「」

一所田二反小「」

一所田一丁「」

くだんの田、子細は留守所下文(49)に見ゆ

江田村

田

島

一所島二反 高井 作人不定

一所島二反小 永井 本作人、性忍房

一所島四反□ 同 作人「」

一所島三反 同 久富作

一所島一反半 同 國元作 永東島

一所田島一反大の内田大、島一反 中州 作人不定 即ち進止なり

一所島二反小 藤三入道作

一所島二反「」 「」御房作

一所田島「」 くだんの島は、福原兵衛入道了西^{俗名}を繫、これを伝領す、

しかるに守護押領の上は、訴訟を経、領知せらるるか、

しからざれば、その用途を沙汰し 上(たてまつる)べきのところ、

一向その儀なきにより、事の由を訴え申し、

御下知を蒙り畢^{おわ}んぬ、およそ子細に及ばざるか

一所田三百歩 子細前「門、小乃如三郎の状」「」に見ゆ

一所田「」 「」 □本

一所田三反 柳原

一所田四反 青行

一所田二反 同

牛田村田島

島

田

一所田三反

永「」

府中

田 島

一所島二反

矢加村

くだんの島は、造府所公文「ト」仍トって京都堀河長次郎末「ト」、祖父知音たるの間「ト」

国下向の時、船津たるにより所望の間「ト」

これを預け畢トおわんぬ、しかるに所従助正の父為政にこれを沽却せしむ、

この条、その謂トれなしといえども、為政、同母白ト

河尼トいい同妹松女、**在庁政所(50)**清家の母といひ、召トし仕トうの間、即ち

給恩トに充給トうものなり、かれら死去の後は、

地子を収納せしむる「ト」、引付ト(51)に見ゆ

一所田島六反「ト」西大道は、西「ト」海辺に至る。早馬立

くだんの所は、本主は在庁弘助なり、しかるに國衛

供僧西常房永西、弘助の手より伝領の

後、所従則延法師の父近延源三郎の祖父伝

領せしむるものなり

一所田二反「ト」道福神「ト」早馬立

くだんの田地は、所従国助の父国元相伝の地なり

所従領たるの上は、別の子細あるべからずといえども、種々の

子細を載せ、去状を捧トげ了トんぬ、巨細はかの状に見ゆ地頭押領

一所田一反小地頭押領 上山沢行作 墨丸の父なり

くだんの所は、在庁行景領、沢門名内なり、しかるに

負物ト(52)「ト」をもつて、これを「ト」ものなり

一所屋敷島二反 地頭押領 北浜「ト」 國衛公人(53)なり

くだんの所は、造府所公文名の内なり、しかるに負

物の代と号し、有富名主「ト」 「ト」

頗トる紋用(54)に及ばず「ト」

一所□島一反「ト」

一所田島 河より南の浜

くだんの屋敷田島ならびに娘秋石女ら、父源太宗

員の引文ト(55)明白なり、仍トつてかの従女の給恩に充て給うものなり

一所田島二反内田一反 島一反

一宮政所敷(56)

*巖島神社

くだんの所は国元引文の内なり、しかれども国助一類を召使トうの間

改易に及ばざるの処、福島二郎信景の利銭の質に入れ募り、

事を左右トに寄せ、已トに押領せしむるにより、真土より、かの

銭を弁え領作せしむと云々、この条かたがたもつてその謂トわれなきの上は

敢えて承引すべからざるものなり、しかれば何の子息「ト」たりといえども

処分「ト」の条勿論なり、但し真土、長寿御前に譲り渡すにおいて

は、その左右によるべきものなり

一所田二反

山田藤兵衛分給分

末宗

(釋書)但し為時は守護家人たるにより、本所進止ト(52)の所領を相伝すべからざるの由、国司御筭状ト(53)を待し、子細を六波羅殿ト(54)に訴え申し候の間、御教書ト(55)を下され御沙汰有るところなり、しかれば落居ト(56)について勘注ト(57)すべきものなり

一所畠二反 南浜の中小路 平三分

一所田二反小 河角 屋敷

くだんの条 清大夫末宗、同太郎宗弘、二男□

門ら、その身といい、屋敷田畠といい、おのおの証「あるにより

領知するものなり、仍って末門以下子息らに給恩に預け給うところなり

子細は引文の状らに見ゆ

一所屋敷田畠二反 祖父兼實の母堂、内部の屋敷なり

三味堂の後ろ ***惣社三味堂の後ろ**

一所同三反 河窪

一所畠栗林 南山大歳

くだんの所は、国掌公□二郎掾清近ならびに同嫡子矢目

近道、出拳物の代に上山権□兼直に引き進らすところなり、しかるに

かの子息正行房兼兼、くだんの証文を遣わし、用途を所望せしむる

の間、錢五貫・面葦毛の馬一疋を与え渡し畢んぬ、この内、当

時下人中五丸の給恩屋敷は在庁兼安南郡公文

左藤大夫助真 左藤四郎大夫助正の父 の「

左藤五郎大夫清正の祖父

局、清近の手より、負物の代にこれを割き取り、多年違

乱なく居住の間、くだんの次第沙汰の証文らを

石井入道殿に進らせしむるの間、かの状らは同じく共にもってこれを帶せしむるものなり
しかれば、かれといい、これといい、一向進退せしめ畢んぬ

一所屋敷田一反 蓮法房垣内 (57)

(留守所御箇(58)の内

くだんの所は、かの法師後家ならびに嫡女の引文これ在り、

所当公事(59)は留守所に「せしむ、自作せしむるや否やは即ち進止なり

一所屋敷田畠二反 後藤兼光 同

くだんの田地ならびに権三郎男らは、かの父利恒引文に分明
なり、子細同前

一所国清屋敷田畠 同

くだんの所は故得王冠者の一具(60)の証文なり、子細かの父国「
の引文に「ものなり、巨細は先段同前

一所屋敷田畠一反 脇

くだんの子細は、本主下書生近末後家ならびに娘の訴

状、留守所の外題(61)に明白なり、当時は乙鶴女の給恩なり

一所田二反 兼行給田 山田村畠

くだんの田地は本より弥富領なり、よって刑部阿闍梨嘉憲に譲与し
畢んぬ、しかるにかの後家の手より、菜原阿弥陀仏「

時資これを領するものなり

一所田二反 二王冠者給田 同村松原

一所田四反 下人ら給田 同 松本

船越村二丁一反

田五反

畠五反

塩浜一反

一所田五反

大迫

一所畠三反

東浦

見乃古志よりは口

一所二反

西浦

同

一所塩浜二反

堀より南東の浦

くだんの所々、子細は國衙外題以下、次第の(62)証文らに見ゆ、

はたまた源六宗実入道源次実直法師の父、毘沙王 入道の祖父

起請文(63)ならびに書状らに分明なり

一、原郷田畠六丁三反六十歩 國衙といひ、地頭といひ、兩方 承伏す(64) 建保承久の

取帳(65)に弥富・久武は各別の間、巨細に及ばざるものなり

名田四丁二反三百歩

畠二丁百二十歩

一所田二丁

萱原

一所同二丁の内多阿五反、願覚跡、今は毘沙王、多阿の贖状によるなり、

毘沙次郎五反 地頭押領

西鳥田

博打による

一所同二丁

同 東鳥田

一所同三反

大豆田

一所同四反

大沼口 國元作

一所三百歩大沼田 苗代

同溝より上

一所同五反

同 友道作

一所畠二反

北庄塚 口藤太作 喜昌と云々

一所同二反

伴太 又鉤金

一所同二反

道末 又鉤金

一所同三反

六波羅殿下知 伊与寺

一所同四反

今津 長島と云々

一所同二反

同 矢古島と云々

一所同二反

尾喰 國助給畠

一所同二反

同今富

一所一反小

小向 東畠 宗房作

三田郷二丁七反大

「地頭方、加徴(65) 以下の公事(66) 課役」

「庭公事(67)まで一向勤任せざるものなり、これ且は先

例たるの上、國判(68) 武家御下知、次第証文ら嚴重の故

一所五反 高田

一所大

諸多木

一所四反 森本

一所八反

見都

温科村田畠十丁小

田十丁

畠小 一所六反小内「」、畠小

一所八反

舟木口二所五反

一所五反

江良田

一所二反

黒谷

一所三反

天森

一所六反

手箱

一所七丁

新堤

くだんの所は、温科村の内たるの条、国方進止の「」 嚴重なり、しかるに安南郡地頭押領「」

子細を訴え申し「 」「蒙り」 「これを領す

一、地頭押領所々、先段に注し漏るる坪々

安南郡 原郷

(目録)

一、田島目六大略かくのごとし、但しこの注文の内においては、たとい養子たりといえども、

沽却し、惣領に知らせず他人に渡すべからず

一、所従

男

女

男

長三郎国助 重においてこれを召仕う、その名惠奴法師丸、父は国元なり

同子二人の内 国造房

式王冠者 宗國の子、國元の孫なり、宗國は重においてこれを召し使う、その名熊王丸

乙王丸 子細は父年口二郎大夫則重の引文に見ゆ

則延法師 近延の子、是延の孫なり 同子源三郎男 童においてこれを召仕う、その名得法師

同子三人の内 太郎法師丸、同石王丸、逆法師丸

葉師丸 則延法師丸の甥なり

貞包 童においてこれを召仕う、その名子源太丸

藤三郎男 父は座頭男、祖父は藤三郎男なり、久時殿

重代の奴なり

同舍弟藤五郎男

同子一人 逆犬丸

清次郎男 父は清三郎男、牛田村弥富名内膳田 (69) 七反半の下作人 是包の父光包、所当米代にこれを弁え畢んぬ

石王丸 母は石井入道殿下人の乙女なり、仍って襦袢中より二十余歳まで、これを召仕うものなり

山田中五男 助清、大政所殿(70)の下人、武内源八包則これを引くものなり、

祖父は近清、父は近道なり

弥中次男 父は浪行、祖父は行包なり

北庄福田入道 子細は内部庄地頭代東条三津小三

為方の状らに見ゆ、かの奴の父藤追入道、本は

兵の口未屋敷に居住せしめ、多年これを召仕い畢んぬ

同子二郎男

又同子童

宗太郎入道

同太郎子宗源次男

同次郎子又太郎男 人勾引(71)と号し、守護これを取ると云々

秦三郎男 子細は父則包の引文ならびに本主人周防

致河庄一方公文石崎太郎入道連型 「 」「状らに見ゆ

同子勢至丸 開田兵衛尉これを弁え渡し畢んぬ、但しくだんの奴自由になせ

召仕われずと云々、しかれば「 」「すべし

同増田腹男子四人これ有り「 」「

松王冠者 童において「 」「

禰宜男子 子細は父矢次郎兼重近の引文に具なり

西条弥五郎子 死去し畢んぬ、子は見存なり、源太郎男「」

腹の子なり

同舎弟

温科平六入道 子細は則ちの引文(72)に見ゆ

浜久祖法師丸 子細は父伴大夫助武の引文に見ゆ、祖父は

武宗なり

弥中三重氏 子細は即ちの状ならびに母衣四郎内侍、寺町(73)地頭口

右衛門尉清義代郡戸治部入道 時に

俗名光成 光真の状に見ゆ

北浜二郎冠者 子細は父龜取宗四郎大夫末吉の

引文に見ゆ

浜橋本又王丸 子細は父龜取夜又太郎の引文に具なるものなり

伴太国守孫 くだんの祖父伴二郎男は父国守の引文なりしかるに

祖父といい、父といい死去の間、くだんの童、母に付け迹保島に

居住せしむるものなり、仍つて弘安十一年正応と改む 春のころ、

国造子男を違わし参勤すべき由、下知せしむるの間、

幼少たりといえども参勤せしむべき旨、母ら申しせしむると云々

南浜中小追清六末門の子息ら二人 二人の事といい

屋敷といひ

子細は末門の引文に具なるものなり

脇権三郎男 その身といい、居住の屋敷といい、父利恒本名清包の

引文に明白なり

同子二人 弥法師丸

甲法師丸

南浜乙若丸 くだんの奴の祖父宗門は、己が身を錢五貫文の代に引き進らせ

畢んぬ、その上はかの子孫を召仕うの条勿論なり、しかるに

宗門死去の後、宗遠今俄に地頭仕部しほの

由を申せしむるの間、所詮宗門身の直錢十

貫 五貫文を糺し返すべきの由、下知せしむるの間、くだんの乙若丸を引き進らす

ものなり、子息らその数あるにより傍例にまかせ一人の子を

地頭方に出すの上は、沙汰の限りにあらざるの由、問答せしめ畢んぬ

大崎中五郎 子細は父中三郎大夫安高の引文に見ゆ、安高は

中大夫安遠の子なり

佐乃々江法師 今は江二郎と云々、荒山庄に居住せしむるものなり、子細は

守藤在国司兼松崎下司代(74)内藤左衛門入道

盛弘 俗名 保藤 同代官源三郎入道の状に見ゆ

同男子 これなり

田門庄矢口重員 童においてこれを召仕う、その名鶴王丸、父は貞員、

祖父は佐西大檢校(75)貞包、貞延の子なり、しかるに地頭

代馬入道阿仏押して召仕うの間、事の由を六波羅殿に訴え申し、

これを召し賜わり畢んぬ

同太郎子童においてこれを召任い畢んぬ、義王丸と云々、

今は又五郎これなり

同男子二人これ在りと云々

同重員次男童地頭代襲渡す、押し仕うの間、子細を

六波羅殿に訴え申すにより、去^さ状^{じょう}を出すの間、御下知に下し預かり畢んぬ

中州別符友末 父は紀五郎大夫友道なり、重代相伝の下人なり、

子細は友末の起請文ならびに日吉大宮預所周防

律師の状、次第の沙汰の証文に具なるものなり

「この間知らず」

人々に譲る分といい、この注文に漏るる物らと

いい、資賢分たるべきの状、くだんのごとし

正応二年正月廿三日

沙弥(花押)

注 『ひろがる田所文書の世界』五五頁を参照した。

(25) 頭人の交名 〓 頭役を勤める人々の名簿。

(26) 正月の修正 〓 毎年正月に行われる年始の法会。その年の平安を祈って読経する。

(27) 解文 〓 下の位の者から上位者に差出す文書。

(28) 供僧又は供僧 〓 寺院の本尊に供養する僧。神仏混交のため神社にも僧侶がいた。

(29) 書生 〓 主に書写を職務とした下級役人。

(30) 国役人 〓 國衙の下級の役人をさしていると思われるが詳細は不明。

(31) 国宣 〓 国守などが出す命令書。

(32) 不堪 〓 ふとどきなこと、あるいは貧乏なこと。

(33) 梶取 〓 年貢を海上輸送する責任者。

(34) 御采役 〓 不明。

(35) 造府所 〓 国府の造営を司る役所か？

(36) 草手銭 〓 草刈りに入る者に課せられた使用料。

(37) 凶免 〓 不明。

(38) 浮免 〓 國衙からの雑役免除の下地が固定せず、年によって浮動する状態の免田。

(39) 仁王講 〓 『仁王般若経』を説誦する法会。鎮護国家・万民豊稔を願って行われる。

(40) 下作職 〓 土地に対する重なり合った権利のうち、一番下の実質的な耕作権。

(41) 国檢 〓 國衙が行う檢注(土地調査・檢地)。

(42) 本所 〓 莊園領主の最上位のもの。領家の上に位置する。

(43) 拳状 〓 下位の者の上申書を取り次ぐ時に付ける文書。

(44) 六波羅殿 〓 西国の治安や裁判のため鎌倉幕府が置いた六波羅探題のこと。

(45) 御教書 〓 本人が直接出さず侍臣が主人の意を奉^{うけたまわ}って出す文書を奉書というが、三位以上の奉書を御教書と

いった。

(46) 落居おちまゐ 事件が落着おちますること、落ち着おちまくこと。

(47) 勘注かんちゅう 調査して記録すること。

(48) 去状さきじょう 沽券、土地、家屋、諸職などの売却証文。

(49) 下文くだり 上位のものから下位の者に与えた文書

(50) 在庁政所ざいぢょうせいじょ 國衙の役所の一つ。日常政務を処理するところ。

(51) 引付ひきつけ 後日の例証にするため書きとめた書類。

(52) 負物ふぶつ 借金。負債。

(53) 公人くじん (國衙で) 雑役に従事する職員。

(54) 敍用じよよう 承諾する。

(55) 引文ひんぶん 自由人が自発的に自らの自由を放棄する意志を表明した文書。

自らが所従となる時相手(主人)に差し出す証文。

(56) 一宮政所敷いちみやせいじょしき 一宮(厳島神社)の家政処理のための役所(政所)の敷地。

(57) 垣内かきい 屋敷、所有地。

(58) (留守所) 御園みその 留守所に属する菜園。

(59) 所当公事じよとうこうじ 年貢と公事。

(60) 一具いちぐ の一ひとそろいの、ひとまとまりの

(61) 外題げだいい 上申書の袖や奥・裏などに受け取った上位者が、申請内容を承認したことを記すこと。

(62) 次第しだい の順序正しい。

(63) 起請文きしょうもん 内容に相違ないことを神仏に誓った文書。

(64) 承伏しょうふく 承知して従うこと。

(65) 取帳とりちやう 土地調査に基づいて田畑の数量・その所在を書き上げた文書。検注帳。

(65) 加徴かちゆう 附加税。

(66) 公事こうじ 年貢と並ぶ中世の税。年貢が米・塩や絹に限られた品目であるのに対して、公事は雑多な品物が徴収される。

(67) 庭公事ていこうじ 不明。

(68) 国判こくはん 国司が証明・承認の文言を加えて署名した文書。

(69) 崩田くずれ 不明。

(70) 大政所殿たいせいじょどの 不明。

(71) 人勾引ひとかぎり だまし連れ去ること。

(72) 即ちすなわ 引文 父とか祖父の引文ではなく、本人の引文ということであろう。

(73) 寺町てらまち 不明。

(74) 守護在国司兼松崎下司代しゆございこくしあひまきまきしげしだい ひろがる田所文書の世界 33 頁参照。

(75) 佐西大檢校さにしだいけんぎょう 不明。

* については田所恒之輔が『田所家文書』・『安芸府中町史』・『国史大事典』等を参考に解析した。
令和五年十一月二十八日 田所恒之輔が記す。